

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新			旧				
別表 外国株券等に関する手数料及びその料率			別表 外国株券等に関する手数料及びその料率				
1. 外国株券等 （1）外国株券及び外国株式			1. 外国株券等 （1）外国株券及び外国株式				
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率		
		(略)			(略)		
		}			}		
		(略)			(略)		
保管 手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. (略)	保管 手数料	口座残高を有する外国株券等機構加入者	a. (略)		
		指定銘柄となる価格			各指定銘柄に係る徴収料率（1株につき）	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率（1株につき）
		(略)			(略)		
		}			}		
		(略)			(略)		
		<u>1千円以上1万円未満</u>			(略)	1万円未満	(略)
		<u>100円以上1千円未満</u>			<u>2/365円（100万株を超える分については1/365円）</u>		(新設)
<u>100円未満</u>	<u>0.2/365円（1,000万株を超える分については0.1/365円）</u>		(新設)				
		b. ~ e. (略)			b. ~ e. (略)		
(注) 1.・2. (略)			(注) 1.・2. (略)				
3. 金融商品取引所がその外国株券の売買単位に関する規則において定めている、当該金融商品取引所が開設する金融商品市場に上場する外国			3. 金融商品取引所がその外国株券の売買単位に関する規則において定めている、当該金融商品取引所が開設する金融商品市場に上場する外国				

新	旧
<p>株券又は外国株式の売買単位を決定する際に適用することとなる当該外国株券又は外国株式の時価を基準とする区分によらずに売買単位が決定された外国株券及び外国株式の保管手数料については、当該決定により定められた売買単位が変更されるまでの間は、当該区分が適用された場合に定められることとなる売買単位を当該外国株券及び外国株式の売買単位とみなして適用する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>株券又は外国株式の売買単位を決定する際に適用することとなる当該外国株券又は外国株式の時価を基準とする区分 <u>(売買単位の変更に係るものを除く。)</u> によらずに売買単位が決定された外国株券及び外国株式の保管手数料については、当該決定により定められた売買単位が変更されるまでの間は、当該区分が適用された場合に定められることとなる売買単位を当該外国株券及び外国株式の売買単位とみなして適用する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

以 上